

職員の懲戒処分の公表について

次のとおり、職員の懲戒処分の公表についてお知らせします。

1 趣旨

職員の懲戒処分を行った場合における処分内容の公表については、府中市職員の懲戒処分に関する基準に基づき判断しているところですが、昨年度非公表と判断した事件について、近時、問合せや公文書開示請求を受けるなど、処分内容の非公表を決定した当時とは、事件を取り巻く状況が変化していることを踏まえ、処分内容の公表を行うものです。

2 事件概要

市長宅に職員の通勤に係る匿名の手紙が投函されたことを受け、総務管理部職員課において調査を行ったところ、処分対象者が、不正行為であることを認識しながら、悪天候時等に、届け出ている通勤手段とは異なり、自家用車で通勤し、市内3か所の公共施設の駐車場又は敷地内に駐車していたことが発覚したものです。

3 処分を受けた職員及び処分の内容（処分対象者情報は、処分日当時）

(1) 公共施設Aにおいて発生した事案

ア 対象者及び処分内容

所属名	職種	職位	年齢	性別	処分内容
文化スポーツ部	作業員	主任級	50代	男性	停職（6月）
文化スポーツ部	作業員	主任級	40代	男性	停職（4月）
文化スポーツ部	作業員	主任級	50代	男性	停職（2月）
文化スポーツ部	作業員	主任級	50代	男性	停職（1月）

イ 処分年月日

令和6年10月31日

ウ 管理監督者責任

文化スポーツ部 課長級職員 戒告

文化スポーツ部 課長補佐級職員 戒告

文化スポーツ部 課長補佐級職員 戒告

※ その他、部長級職員2名に対し、文書による訓告を行った。

(2) 公共施設Bにおいて発生した事案

ア 対象者及び処分内容

所属名	職種	職位	年齢	性別	処分内容
生活環境部	技術職	部長級	50代	男性	減給（1/10・2月）

生活環境部	事務職	課長級	50代	男性	減給(1/10・3月)
生活環境部	事務職	課長補佐級	60代	男性	戒告
生活環境部	事務職	係長級	40代	男性	減給(1/10・1月)
生活環境部	事務職	1級	50代	男性	減給(1/10・3月)
生活環境部	運転手	主任級	50代	男性	停職(3月)
生活環境部	作業員	主任級	40代	男性	停職(2月)
生活環境部	作業員	1級	50代	男性	停職(3月)
生活環境部	作業員	1級	50代	女性	減給(1/10・4月)
生活環境部	作業員	1級	40代	男性	停職(2月)
生活環境部	会計年度任用職員		60代	男性	戒告
生活環境部	会計年度任用職員		70代	男性	戒告
生活環境部	会計年度任用職員		60代	男性	戒告

イ 処分年月日

令和7年3月28日

ウ 管理監督者責任

部長級職員3名及び課長級職員1名に対し、文書による訓告を行った。

(3) 公共施設Cにおいて発生した事案

ア 対象者及び処分内容

所属名	職種	職位	年齢	性別	処分内容
文化スポーツ部	事務職	主任級	60代	男性	戒告

イ 処分年月日

令和7年3月28日

ウ 管理監督者責任

課長級職員1名及び課長補佐級職員1名に対し、文書による訓告を行った。

4 公表基準の見直し

昨年度から、市及び市職員に対する信頼を揺るがす職員の不祥事が立て続けに発生していることを踏まえ、職員の服務規律の確保及び事件の再発防止を図るため、懲戒処分の公表基準を見直し、今後、職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る処分を行った場合においては、原則公表するものとします。